

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 5 月17日

【会社名】 株式会社ヤマノホールディングス

【英訳名】 YAMANO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山野 義友

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番 7 号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 岡田充弘

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番 7 号

【電話番号】 取締役専務執行役員管理本部長 岡田充弘

【事務連絡者氏名】 03(3376)7878(代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生日

2021年5月14日（取締役会決議日）

2. 当該事象の内容

(1) 連結決算における特別利益の計上

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の支給申請により、受領が確定しているものを特別利益として456百万円計上いたしました。

(2) 連結決算における特別損益の計上

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う店舗の臨時休業や時間短縮営業等により発生した固定費（人件費、賃料等）を特別損失として774百万円計上いたしました。

当社グループが保有する一部の固定資産（営業用資産及びソフトウェア）について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、店舗等に係る固定資産の減損損失139百万円を特別損失に計上いたしました。

連結子会社の株式会社L.B.G及び株式会社みうらの株式について、連結決算において同子会社に係るのれんの将来の回収可能性について検討した結果、のれんの減損損失138百万円を特別損失に計上いたしました。

(3) 個別決算における特別損失の計上について

当社が保有する株式会社L.B.G及び株式会社みうらの株式について「金融商品に関する会計基準」に基づき評価した結果、関係会社株式評価損173百万円を特別損失として計上いたしました。また、当社から株式会社L.B.Gに対する長期貸付金につきまして、同社の財政状態の悪化を踏まえ、個別決算において貸倒引当金繰入額89百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、当該関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額は連結決算上消去されるため、連結業績への影響はありません。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

当該事象の発生により、2021年3月期連結決算及び個別決算において、下記のとおり特別利益及び特別損失として計上いたします。

（連結）助成金収入（特別利益）	456百万円
新型コロナウイルス感染症による損失（特別損失）	774百万円
減損損失（特別損失）	277百万円
（個別）助成金収入（特別利益）	340百万円
新型コロナウイルス感染症による損失（特別損失）	633百万円
減損損失（特別損失）	56百万円
関係会社株式評価損（特別損失）	173百万円
貸倒引当金繰入（特別損失）	89百万円

以上